

(令和3年度補正予算「アジアグリーン成長プロジェクト推進事業」)  
「タイ産バイオ燃料の日本向け輸出促進およびタイ国内利用活性化に係る調査事業」  
に係る企画提案方式による公募について

1. 事業趣旨・目的

近年、日系製造業が多く進出するタイをはじめとしたASEAN各国では、電気自動車（以下「EV」という。）の普及政策が活発化し、自動車市場と従来の内燃機関サプライチェーンに急激な変化が生じている。この状況を踏まえ、2023年12月に日本で開催された日本ASEAN友好協力50周年特別首脳会議において、日本政府は日ASEAN次世代自動車産業共創イニシアティブを立ち上げ、この下で次世代自動車産業等における産業競争力の強化に向けて日ASEAN協力を進めることが各国間で合意された。また、2025年4月には日タイ閣僚級で議論する「エネルギー・産業対話」を立ち上げ、次世代エネルギーへの転換と低炭素社会における自動車産業をはじめとした産業競争力の強化に関する両国間の協力について議論を進めている。

このような状況において、本調査は、タイ産バイオ燃料の日本向け輸出促進およびタイ国内利用活性化に焦点を当てるものとする。日本においては、自動車用燃料の脱炭素化とエネルギー安定供給の観点から、E10/20導入の検討が進んでおり、今春の日本でのバイオエタノールデフォルト値策定により、ブラジル・米国に加えてタイが第三の調達先に加わる可能性が開かれ、調達先の多様化やエネルギーサプライチェーンの強靱化への貢献が期待される。同時に、タイでの急速なEV普及に伴うバイオ燃料の国内利用減少傾向の中、タイ国内のサトウキビ・キャッサバ農家等の持続的経済基盤の維持が喫緊の課題となっており、タイ政府はバイオ燃料の輸出産業化の意向を有する。

また、タイには多くの日系自動車メーカーがグローバル生産拠点を置いており、今後もハイブリッド車等の次世代自動車の投資が期待されている。タイ国内のバイオ燃料活用の促進により、これら日系自動車メーカーの生産基盤を活用したタイの産業発展及びタイの運輸部門の脱炭素化への貢献が見込まれるところであり、日本の脱炭素技術・政策に関する知見提供を通じて、マルチパスウェイでの気候変動対策に向けた両国間の協力推進の余地は大きい。

上記の状況を踏まえて、本事業では、タイ産バイオエタノールの日本への輸出促進、タイ国内利用活性化を目的とし、関連調査や政策・制度提言のとりまとめ、日タイ政府間の関連枠組みである「バイオエナジーサブWG」での協議サポートを行う。

2. 業務内容

AMEICC事務局を委任された一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）から委託を受けて、本事業の受託者は、以下の①及び②の業務を実施する。なお、実施に当たっては、AMEICC事務局及び経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部燃料供給基盤整備課、同長官官房国際課、製造産業局自動車課及び在タイ日本国大使館とよく相談した上で最終的な方針を決定することとする。

「タイ産バイオ燃料の日本向け輸出促進およびタイ国内利用活性化に係る調査事業」

① タイ産バイオエタノールの日本への輸出促進に向け、タイの輸出規制やインフラ、サプライ

チェーン等の課題整理と、日本の市場ニーズの調査を行う。また、これらの調査に基づき、タイ政府に対する政策・制度提言をとりまとめ、日タイ政府間の枠組みである「バイオエナジーサブWG」での協議をサポートする。

- ② タイ国内利用活性化のため、現状・政策環境、乗用車・商用車適用可能性、ステークホルダーの動向の調査を行う。また、具体的な課題特定、実現可能性の検討、利点と課題の整理を行う。さらに、タイ国内利活用活性化に向けたタイ政府に対する政策提言を取りまとめる。

なお、①②いずれにおいても、調査に関しては、文献調査と日タイ双方の政府・企業関係者・学識者等へのヒアリングを通じ実施すること。

### 3. 留意事項

- (1) 本調査は、日本とASEAN各国の政府・企業関係者と密に連絡を取る必要があるため、受託者においては、日本及びASEAN地域の双方におけるネットワークを有し、情報収集や連絡調整等の柔軟な対応ができることが望ましい。また、本調査の実施にあたっては、AMEICC事務局、経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部燃料供給基盤整備課、同長官官房国際課、製造産業局自動車課及び在タイ日本国大使館ともよく連携すること。
- (2) 調査の進捗状況については、2.に記載された調査スケジュールを踏まえ、原則2か月に1度はAMEICC事務局、経済産業省関係課及び在タイ日本国大使館からの指示に応じて適宜報告を行うこと。

### 4. 成果物

- (1) 以下の事項を含んだ事業報告書（原則日本語）：

- ・ 2.によって実施された最新の調査・分析内容

- (2) 納品形態：電子媒体

- (3) 提出期限：2027年6月30日（水）

- (4) 提出先：以下の①、②が指定するデータ送付方法及び送付先に従って、それぞれに対して提出すること。また、適宜求めに応じ、印刷物も納入すること。

- ① （一財）海外産業人材育成協会

海外統括部 AMEICC事務局支援グループ

東京都足立区千住東1-30-1

TEL：03-3888-8213

- ② 経済産業省 資源エネルギー庁資源・燃料部燃料供給基盤整備課、同長官官房国際課、製造産業局自動車課

東京都千代田区霞が関1-3-1

TEL：03-3501-1953

## 5. 契約要件

- (1) 契約形態：準委任契約
- (2) 契約方法：概算契約
- (3) 採択件数：1件
- (4) 契約期間：契約日（2026年3月下旬を予定）より2027年6月30日までとする。
- (5) 契約金額：契約金額は、65,000,000円（消費税を含む）を上限とする。最終的な実施内容、契約金額については、採択された企画提案を確認・調整した上で決定することとする。なお、受託者は、委託業務の全てを、第三者に委託すること（請負その他委託の形式を問わず、委託業務の一部を第三者に委託すること。以下、再委託。）はできない。また、一般管理費の算定は、再委託費を除いた直接費に一般管理費率を乗じて行い、一般管理費率は10%を上限とする。
- (6) 契約者：一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）
- (7) 支払い：事業終了時に受託者より提出される実績報告書及び本業務に要した経費の証憑に基づき、原則として経済産業省委託事業事務処理マニュアルに従い現地調査を行って支払額を確定し、精算払いする（円貨により銀行振込）。なお、支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計であるため、全ての支出において帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となる。これを満たさない支出については、支払額の対象外となる可能性もある。

## 6. 応募資格

- (1) 日本あるいはASEANに法人格を有するものであること。
- (2) 以下に該当しない者であること。
  - ・ 本事業の業務委託契約を締結する能力を有しない法人
  - ・ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない法人
  - ・ 指定暴力団員がその役員となっている法人
  - ・ 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する法人
  - ・ 日本の官公庁の競争入札において、参加を禁じられた法人
- (3) 日本の経済産業省が所管する補助金交付等事業において不正あるいは不適切な行為等により補助金交付等停止措置又は指名停止措置を講じられていないこと。
- (4) 本業務を的確に遂行するに足る組織・体制及び人員等を有していること。
- (5) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (6) 法人格を有する国において会社更生手続き開始の申し立てがなされている者又は再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと。（手続き開始の決定後、再認定を受けている者を除く。）

## 7. 参加意思表示及び質疑

### (1) 参加意思表示

本企画競争へ参加を希望する場合は、2026年2月26日（金）午後3時【必着】までに公募申請書（押印不要）をE-mail添付で送付して参加意思を表明すること。

### (2) 質疑

質疑受付期限：2026年2月26日（金）午後3時【必着】

質疑受付方法：E-mailで受け付ける

質疑回答：受け付けた全ての質問については、2026年3月2日（月）午後4時まで  
に、企画競争への参加の意思表示をされた全ての方にE-mailにて開示する。

## 8. 応募方法

本公募要領を熟読の上、上記6. の応募資格を満たしていることを確認し、2026年3月6日（金）午後4時まで【必着】に、下記9. の応募書類をAOTSの大容量ファイル受送信システムを使用して提出すること。（送信方法については個別に案内する。）

### 応募書類の宛先

一般財団法人海外産業人材育成協会 海外統括部 AMEICC 事務局支援グループ 担当：鮎合（あいごう）、新井（あらい） E-mail：kobo-amcshien-wc@aots.jp
--

## 9. 応募書類

### (1) 公募申請書（日本語）

### (2) 企画提案書（日本語）

①様式第1 業務従事予定者の経歴、職歴、資格

②様式第2 類似業務経験

③様式第3 業務支援体制

④様式第4 作業計画・要員計画

⑤様式第5 受託業務費見積書

### (3) 会社概要（事業概要）書（日本語又は英語）

(4) 直近3年分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）（企業の単体ベース。ただし、連結がある場合には、連結決算書も併せて提出）（日本語又は英語）

### (5) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書／3ヶ月以内のもの）（日本語又は英語）

日本以外に所在する企業は、登記事項証明書「履歴事項全部証明書」に代えて、当該国の所管官庁又は権限のある機関の発行する書面（本社所在地、代表者名、設立年月日を含む書類）を提出すること。

- ※ (1)、(2) は、所定の様式（当協会 HP の本企画競争公告よりダウンロード可）なお、(2) の所定の様式については、様式に記載されている項目を全て含むのであれば、Power Point など Word 以外の書式で作成して提出しても良い。また、Power Point などで作成した資料を別紙としても良い。

#### 10. 審査方法

- (1) 提出された応募書類に基づき、企画競争方式による審査を行う。審査は、提出書類に基づく書面審査によるが、場合によりヒアリング等を行うこともある。

審査項目：

- ・提案内容（提案内容の妥当性・独創性、実施方法の妥当性・独創性）
- ・組織の経験・能力（類似業務の経験、業務実施能力）
- ・業務従事者の知識・経験（本業務分野に関する知識、業務歴）

- (2) 審査結果（採択又は不採択の決定）は、速やかに通知するものとする。なお、採択・不採択の理由等個別の問い合わせについては応じられない。
- (3) 応募書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用する。なお、応募書類は返却しないので、留意すること。

#### 11. 問い合わせ先

一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）

海外統括部 AMEICC 事務局支援グループ

E-mail: kobo-ameshien-wc@aots.jp

※本件に関する問い合わせは、E-mail にて受け付ける。

以上